

第 3 次 魚沼市財政計画

改 訂 版

前期財政計画（平成 28～32 年度）

後期財政計画（平成 33～37 年度）

平成 28 年 2 月

魚 沼 市

目 次

はじめに	1
I 計画策定の基本的な考え方	2
1. 計画策定の背景と目的	
2. 計画期間及び対象会計	
3. 計画の策定方法	
4. 計画の見直し	
II 過去の財政状況	3
1. 歳入歳出の推移	
2. 地方交付税等の推移	
3. 市債残高及び公債費の推移	
4. 基金残高の推移	
5. 健全化判断比率等の推移	
III 財政見通しによるさらなる行財政改革の推進	8
1. 推計方法	
2. 財政見通しの概要	
3. 行財政改革の施策	
4. 取り組むべき課題	
5. 目標値の設定	
IV 前期後期財政計画	13
1. 年度別収支計画	
2. 地方交付税等の見通し	
3. 市債残高及び公債費の見通し	
4. 基金残高の見通し	
5. 健全化判断比率等の見通し	

はじめに

本市は、平成 16 年 11 月合併時に策定した新市建設計画や第一次魚沼市総合計画に基づき、各種施策及び事業を積極的に実施することにより、将来に向けた安全・安心なまちづくりを進めてきました。しかし、人口の減少に加え、少子高齢化が深刻な行政課題となっています。

財政状況では、財源の大半を地方交付税、市債、国県支出金などに依存しており、自主財源である市税においては、一部法人に景気回復傾向が見られるものの、地価の下落や長引く景気の低迷により税収増への回復は難しい状況にあります。

地方交付税においては、平成 27 年度から合併特例措置の逡減が始まりましたが、国から新たな財政支援措置が示され、5 年後の平成 32 年度までには段階的に減少幅が圧縮される見込みとなっています。

市債残高は、財政健全化の取組により減少傾向にあります。平成 26 年度から複数の大型建設事業に着手したことにより、公債費においては今後数年高止まりの状況が続く見込みであり、地方交付税の減少や市債元利償還金増加の影響を受ける実質公債費比率及び将来負担比率が上昇することになります。

今後、病院経営や予定される大型建設事業に要する費用など、のちの財政運営に大きな影響を与える要因が見込まれるため、財政状況は現在に比べて厳しくなることが想定されます。

本市では、平成 26 年度から平成 32 年度までを計画期間とする第 3 次魚沼市財政計画を策定し、複雑・多様化する住民サービスや新たに発生する行政需要に対応し、効果的・効率的な行政サービスの構築に取り組んできたところです。

この度、平成 28 年度から始まる第二次魚沼市総合計画及び第 3 次魚沼市行政改革大綱が策定されたことから、本計画の計画期間を平成 28 年度から平成 37 年度とし、また今後の課題を捉え、持続可能な財政運営の指針とするために、第 3 次魚沼市財政計画を改訂することとします。

I 計画策定の基本的な考え方

1. 計画策定の背景と目的

合併後 10 年が経過した平成 27 年度以降は、普通交付税が段階的に逡減されることから、住民サービスの確保と、将来においても収支バランスの取れた財政運営ができるよう、今後 10 年間を見通した財政計画を策定するものです。

- (1) 将来の財政運営の健全性を確保するため、中期的な財政収支の見直しを行い、目標等を明らかにします。
- (2) 「第二次総合計画」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に定められている施策及び事業を実施していくうえでの財源的な裏付けを図ります。
- (3) 市民、職員等に対する財政状況の提供手段として位置付けます。

2. 計画期間及び対象会計

- (1) 計画期間は、平成 28 年度から平成 37 年度まで 10 年間とし、初期からの 5 年を前期計画、残期間を後期計画とします。
 - ・前期財政計画：平成 28 年度から平成 32 年度まで
 - ※合併から 12 年目以降の 5 年間において行われる実質的な普通交付税の段階的な逡減の実施時期及び平成 32 年度には一本算定適用の初年度にあたる時期
 - ・後期財政計画：平成 33 年度から平成 37 年度まで
- (2) 計画の対象会計は、普通会計（一般会計、診療所特別会計）とします。

3. 計画の策定方法

現行制度に基づき、歳入については予算科目別、歳出については性質別に分類し、それぞれの年度当初予算ベースで推計します。

また、第 3 次行政改革大綱等に掲げる取組を着実に実行するとともに、事務事業の不断の見直しや基金の活用など、財源不足の解消に向けた取組を総合的に推進し、予算編成同様、収支のバランスを保つことを基本とします。

なお、年度当初予算ベースの計画であるため、前年度からの繰越事業費を含む決算数値とは、大幅な乖離を生じる可能性があります。

4. 計画の見直し

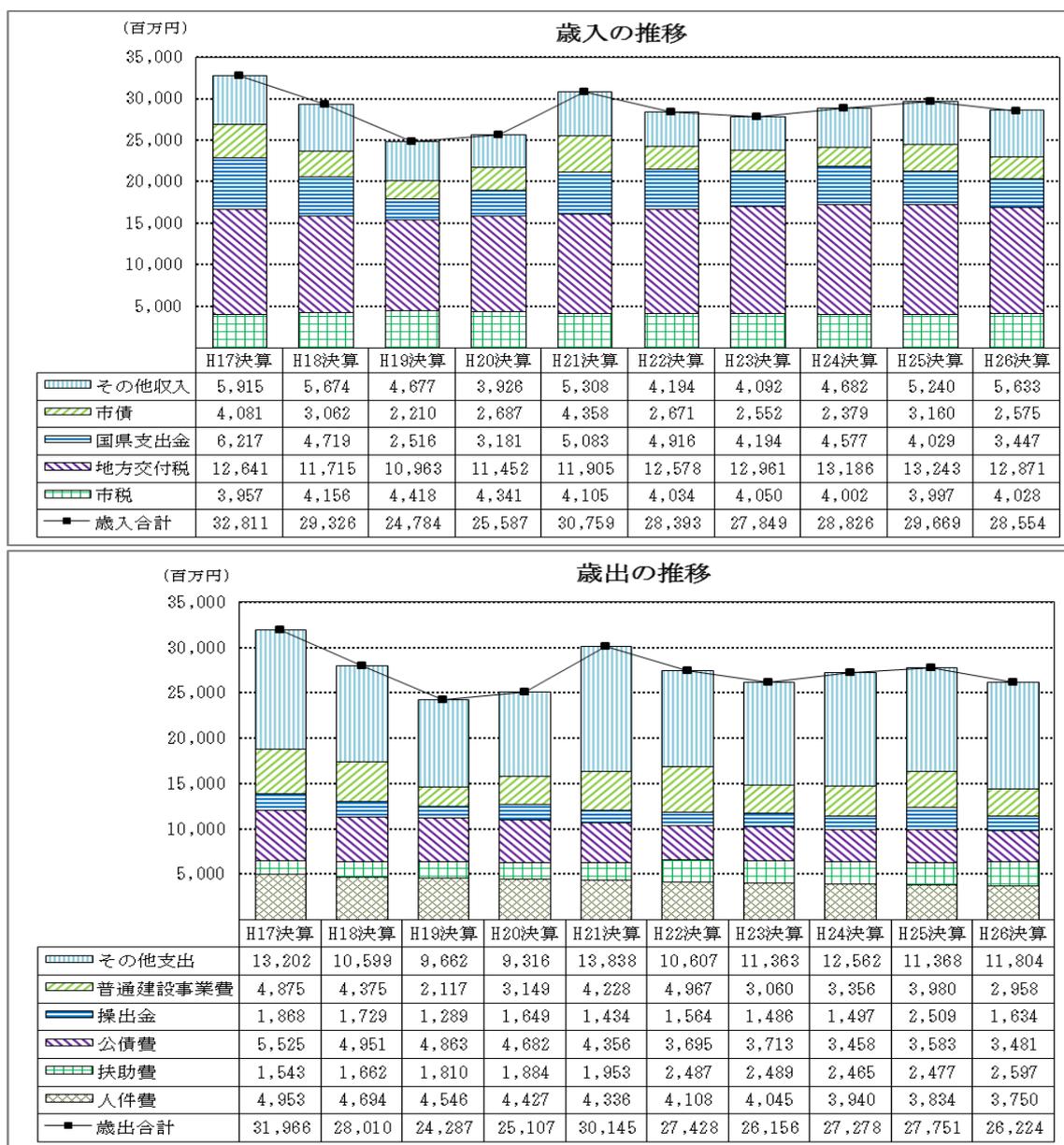
国の制度改正や社会情勢の変化に加え、決算状況や予算編成方針等にあわせ調整するとともに、「第二次総合計画」等、各種計画の進捗状況を踏まえ、適宜、時点修正を行うこととします。

II 過去の財政状況

平成 17 年度から平成 26 年度の普通会計における歳入歳出の決算額と内訳等の推移を見ると次のとおりです。

1. 歳入歳出の推移

- (1) 財政規模については、歳入ベースでは平成 17 年度の 328 億円がピークとなっており、平成 19 年度には約 248 億円に大幅に減少しましたが、平成 21 年度には 308 億円と増加し、その後は増減を繰り返しています。
- (2) 歳出額における各年度の増減は、普通建設事業及び災害復旧事業の増減が大きく影響しています。

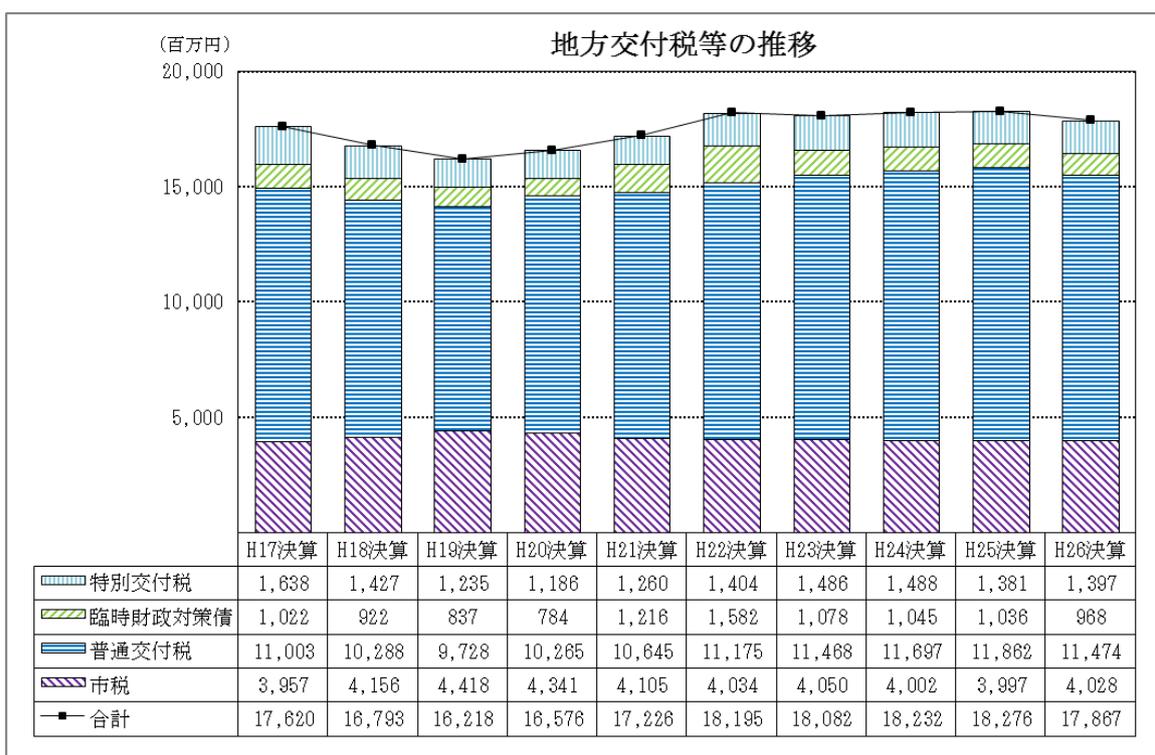


2. 地方交付税等の推移

- (1) 地方交付税については、全国の市町村が一定水準の行政サービスを行えるよう、市町村の財政力に応じて国税から配分されるものです。

平成27年度からは、合併特例措置の遡減が始まりましたが、国から新たな財政支援措置が示され、段階的に見直しが行われることにより、減少幅が圧縮される計画になっています。

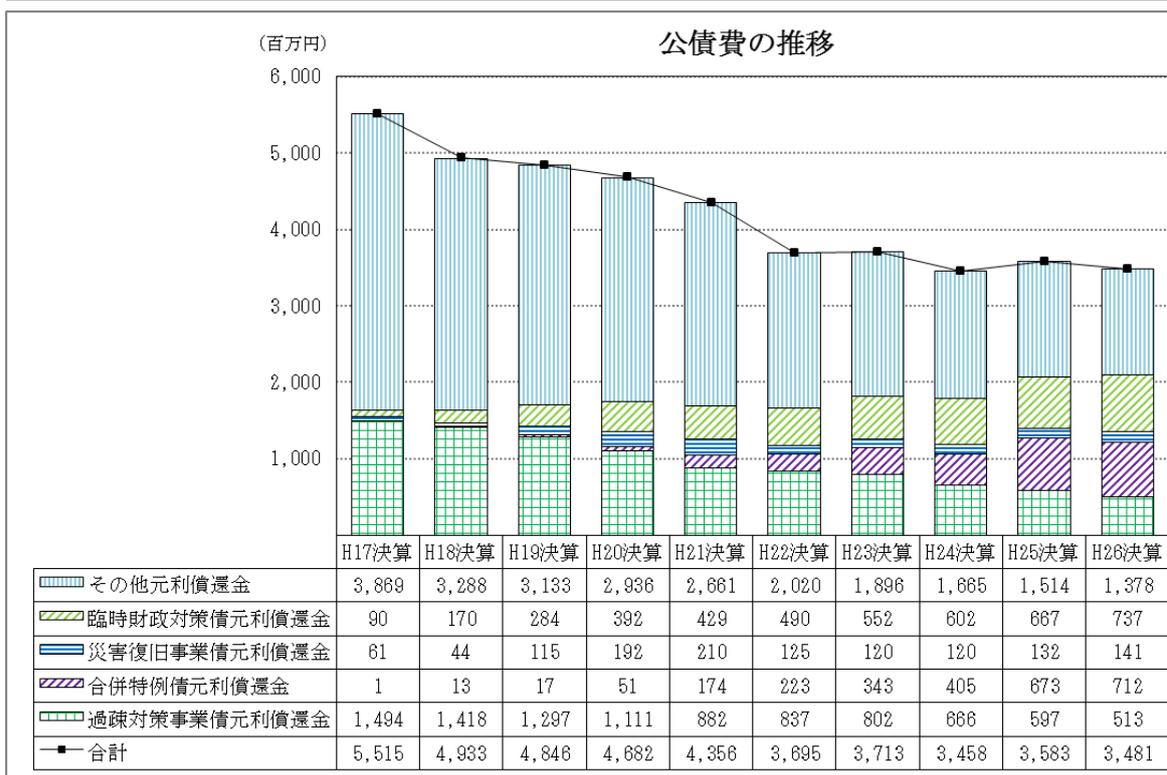
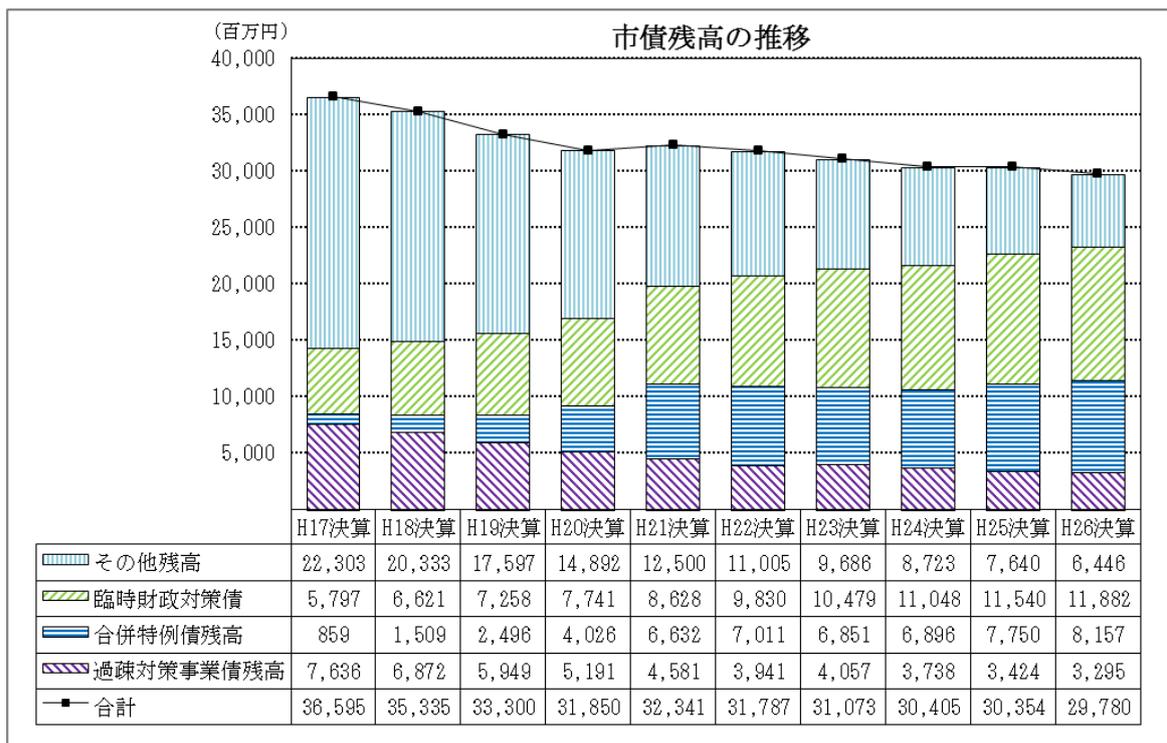
- (2) 市税については、平成19年度の約44億円をピークに年々減少傾向にあります。これは、人口減少や景気の低迷、地方税財政制度の改正を受けてのものです。



3. 市債残高及び公債費の推移

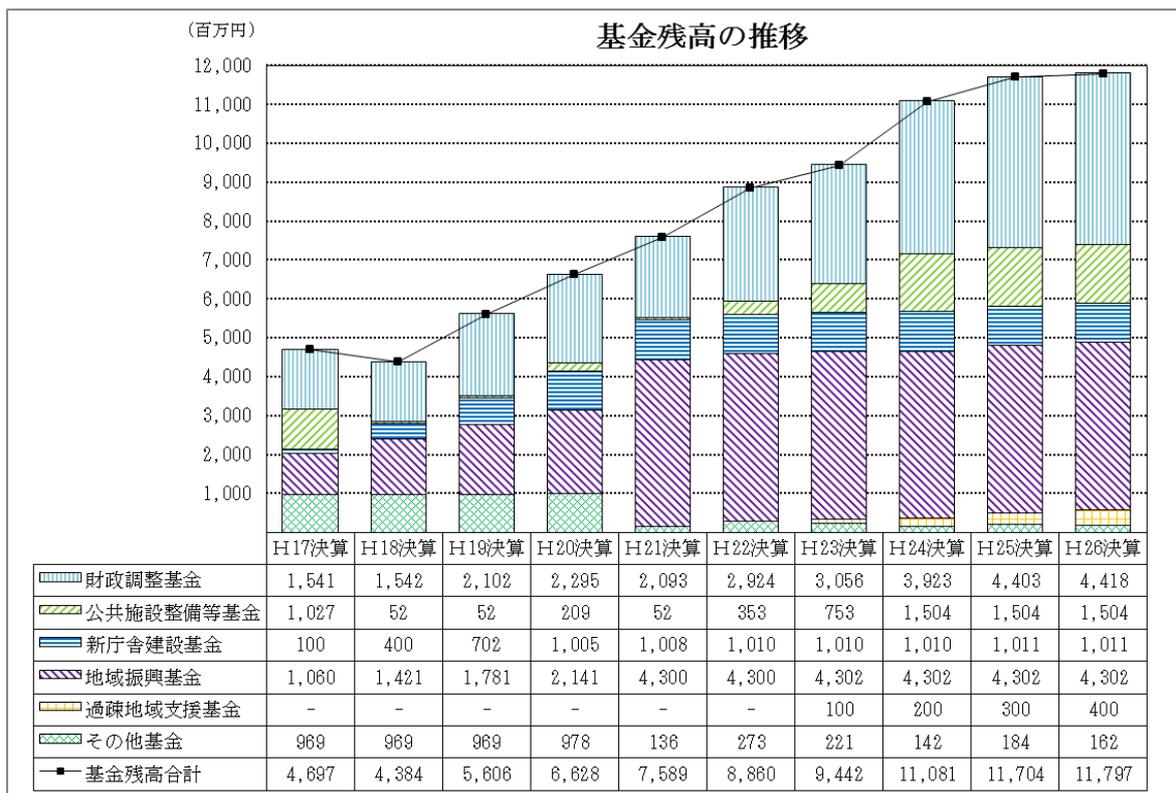
市債の発行は、住民負担の世代間調整や財政負担の年度間の平準化といった意味があり、道路やその他公共施設等市民生活に欠かせない社会資本整備の財源とするものです。

安易な市債の活用は、将来の負担を増大させ財政を硬直化させるため、一定の抑制をしてきたことにより、市債残高及び公債費については減少傾向にあります。



4. 基金残高の推移

地方交付税等の伸びや決算時の歳入と歳出の差額などを計画的に積立ててきた結果、大幅に増加しています。これは、平成27年度から始まった合併特例措置の逡減に備えた財政調整基金への積み立てや大型建設事業等へ充当するための公共施設整備等基金に積み立てを行ったことによるものです。



5. 健全化判断比率等の推移

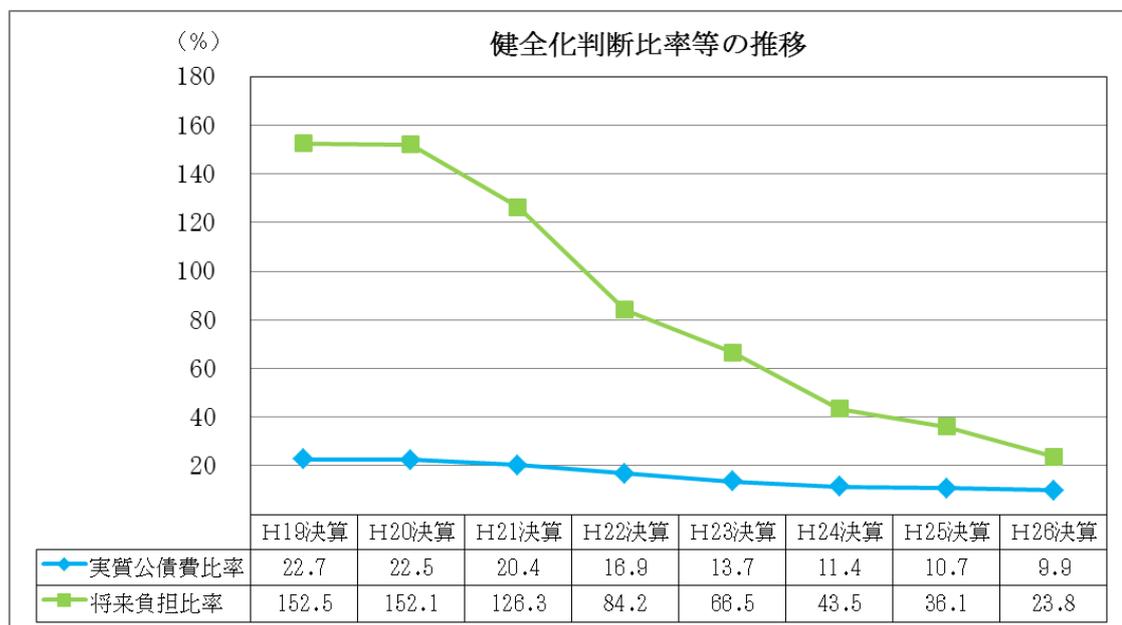
平成 19 年度に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「法律」という。）」が公布され、平成 19 年度決算以降から全ての地方自治体が健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することが義務付けられ、さらに平成 21 年度には法律が全面施行となり、平成 20 年度決算から早期健全化基準等以上になった場合には財政健全化計画等の策定が義務付けられています。

・実質公債費比率

収入に対する実質的な市債返済額など債務の割合を示す実質公債費比率は、25%が早期健全化基準、35%が財政再生基準となっています。また、18%を超えると国や県との許可がなければ市債の発行ができなくなり、25%を超えると起債を制限されることとなります。

・将来負担比率

一般会計等が将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率を示す将来負担比率は、350%が早期健全化基準となっています。この比率が高いと、将来的に財政が圧迫される可能性が高いと言われています。



Ⅲ 財政見直しによるさらなる行財政改革の推進

1. 推計方法

財政見直しについては、直近の当初予算額等を基準に、下記の推計方法に基づき積算しています。現在、想定される範囲での各種制度改正などを加味していますが、あくまでも現行の地方財政制度を前提としています。財政見直しは計画的な財政運営を進めるための目安であり、今後の予算編成にあたっては、その時点での制度改正や地方財政対策等を踏まえ、具体的な内容を定めることとします。

平成 28 年度以降の数値は、平成 26 年度決算及び平成 27 年度決算見込みをベースに推計しています。なお、前年度に決算余剰金が生じても繰越金には計上しない設定としています。また、消費税率については、平成 29 年 4 月 1 日から 10%になるものと仮定して推計しています。

(1) 歳入

- ① 市税は、税目ごとに過去の実績及び平成 26 年度調定見込み額をベースで推計しています。個人市民税は、人口減少や生産年齢人口の減少を加味して推計、法人税は、平成 27 年度中に復興特別法人税が終了することを考慮し、それ以降はほぼ同額で推計、固定資産税は、平成 30 年度から 3 年毎に行われる評価替えによる減収を加味し推計しています。
- ② 地方譲与税交付金、各種交付金は、過去の実績から平成 27 年度決算見込み額をベースに推計しています。
- ③ 地方消費税交付金は、税率改正を加味して推計しています。
- ④ 地方交付税は、現行の交付税制度により、平成 27 年度確定額をベースに特殊要因による影響を反映しています。また、平成 27 年度以降、合併算定替による特例加算措置が段階的に縮減され、平成 32 年度には完全な一本算定となるものとして推計しています。
- ⑤ 国県支出金は、現段階に把握可能な制度に基づき、歳出に連動させて推計しています。
- ⑥ 市債は、投資的経費等事業を勘案して推計しています。臨時財政対策債については、平成 27 年度実績を勘案し、普通交付税と連動した額を見込んでいます。
- ⑦ 諸収入は、過去の実績及び事業実施に伴う基金取崩しによる繰入を見込んで推計しています。

(2) 歳出

- ① 職員人件費は、定員適正化計画に基づく職員数を見込んで推計しています。
- ② 物件費は、歳入総額の減少に伴い計画的な減額を見込んで推計しています。
- ③ 維持補修費は、公共施設の再編等による減額を見込んで推計しています。
- ④ 扶助費は、平成 27 年度当初予算をベースに、決算額の推移・伸び率を参考に推計しています。

- ⑤ 補助費等は、平成 27 年度当初予算をベースにして推計しています。
- ⑥ 公債費は、既発債分については償還計画に基づく額を、今後発行分については投資的経費等で市債を財源とする事業等を勘案して推計しています。臨時財政対策債については、一定の条件に基づき同額を借り入れるものとして推計しています。
- ⑦ 投資的経費は、各事業の重要性、緊急性、投資的効果等を十分に検討して推計しています。
- ⑧ 積立金は、過疎地域支援基金への積立を見込んで推計しています。
- ⑨ 投資及び出資は、企業会計（病院、水道、下水道）への繰出金を推計しています。貸付金は、過去の推移を勘案して推計しています。
- ⑩ 繰出金は、特別会計（国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険）への繰出金を推計しています。

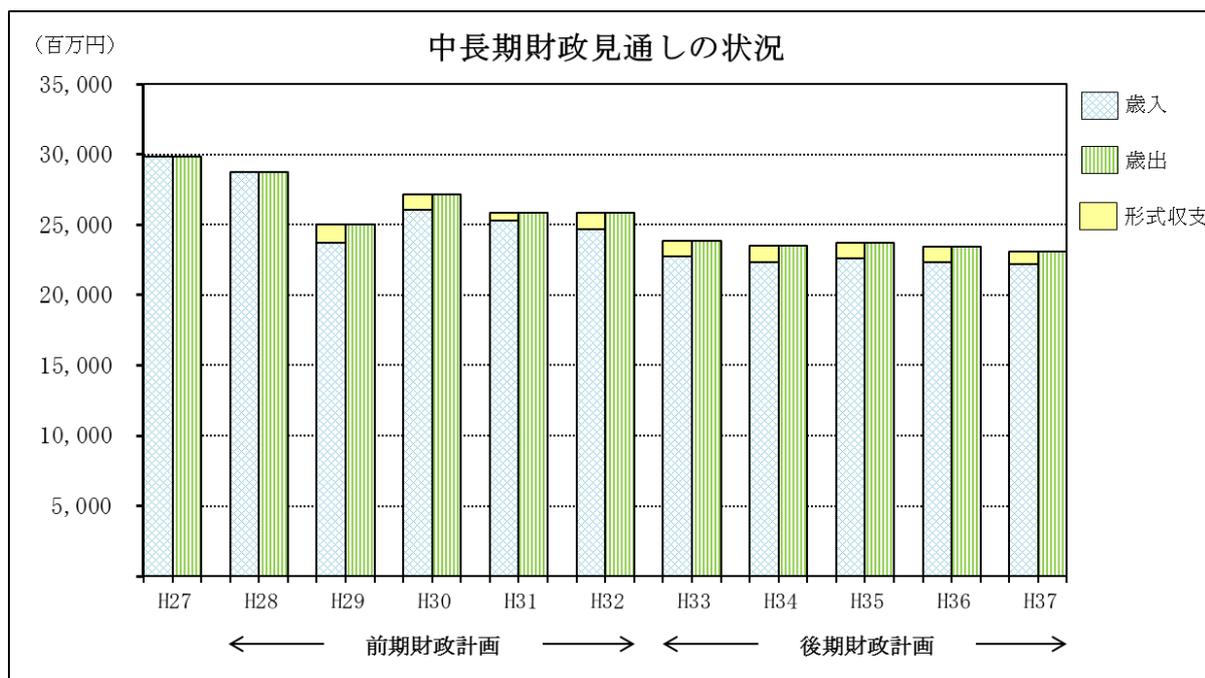
2. 財政見通しの概要

歳入では、長引く景気の低迷や少子高齢化による生産年齢人口の減少などの影響により市税の増加を見込むことは難しい状況です。また、平成 27 年度から実質的な普通交付税の合併特例措置の逡減については、国から新たな財政支援措置が示され、財政需要の段階的な見直しにより、減少幅が圧縮されることになりましたが、平成 32 年度には平成 26 年度と比較して約 10 億円が段階的に減額される見込みであり、歳入全体が減少する主な要因となっています。

歳出では、人件費は定員適正化計画に基づき職員の削減を計画的に進めているため引き続き減少に向かいますが、特別会計への繰出金、企業会計への公債費負担に対する繰出金や建設事業に対する出資金などが増加する傾向にあります。また、学校施設を含めた公共施設に係る維持管理費用についても増加していきます。

収支では、財源不足が見込まれ、財政調整基金等の取崩しを行うことにより、収支の均衡が図られています。

このような状況となる要因としては、普通交付税の段階的逡減による歳入に対し、広大な行政区域における多くの公共施設に対する維持管理経費の増加が大きく影響しています。これを解消するには統廃合を含む施設の再編を計画的に行うことが必要となっています。



(百万円)

	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
歳入	29,806	28,754	23,716	26,059	25,287	24,678	22,709	22,312	22,566	22,304	22,179
歳出	29,806	28,754	25,021	27,175	25,805	25,825	23,859	23,462	23,664	23,389	23,050
形式収支	—	—	△ 1,305	△ 1,116	△ 518	△ 1,147	△ 1,150	△ 1,150	△ 1,098	△ 1,085	△ 871

※本表については、予算ベースの金額です。

3. 行財政改革の推進

「第3次行財政改革大綱」に定める行財政改革を全庁一丸となって推進するとともに、すべての事務事業の見直しによる歳出削減や市税等の収納率向上対策など歳入確保にも取組み、財源不足の解消に向けた施策や取組を推進し、収支のバランスを図ることを基本とします。

また、歳入規模に見合った歳出構造への転換を図り、社会情勢の変化に柔軟に対応できる財政基盤を目指し、財政調整基金の取崩しを行わなくとも収支の均衡がとれる財政体質を確立します。

限られた財源の中で、複雑・多様化する市民ニーズに適切に対応するため、すべての事務事業について、常にコスト意識を持ち、より効率的な事務事業の進め方を模索し、見直しを行うことにより一層の経費の削減・合理化を図るとともに、厳格な執行に努めていきます。

(1) 自主財源の確保

① 市税、負担金等の自主財源の確保に当たっては、市民負担の公平性の確保及び受益者負担の適正化の観点から、納期内納付の促進や滞納処分の強化を図るなど、収納率向上に最善の努力を行います。また、保育料等の各種使用料等についても同様とします。

- ② 公の施設の使用料については、定期的な検証を行うとともに、減免基準等の見直しなど適正な使用料の確保を図ります。
- (2) 経常的経費の縮減
- ① 支出補助金の削減等
- ・ 補助制度の目的や趣旨に立ち返り、補助金支出の根拠となる公益性及び効果、必要性等について改めて検証のうえ削減を実施します。
 - ・ 補助制度の廃止または統合、補助率、補助額、終期設定等見直しを行うとともに、交付先の収支（余剰金）状況等を調査し、適正化を図ります。
- ② 公共工事のコスト削減等
- ・ 安全性や耐久性を確保しつつ、事業の目的や効果を損なわない範囲で施設規模、設備内容などを見直し、全事業を対象としたコスト削減を行います。
 - ・ 労務単価や建設資材については、適切に見積もります。
 - ・ 公共工事の実施に当たっては、当該事業の有効性や計画的な実施が確保されているか、投資的効果を検討し、事業を行います。
- ③ 扶助費関連支出の見直し
- ・ 市単独事業や国・県制度を拡充している「いわゆる上乗せ、横だし事業」を中心に、真に福祉を必要とする人に対する給付となっているか、その有効性や適格性を客観的に判断するなど制度全般を見直し、持続可能な制度設計に努めます。
- ④ 施設等維持管理経費の縮減
- ・ 施設管理や機械設備保守管理等の長期継続契約以外の通年委託については、入札による契約を徹底するほか、慣例によらず思い切った仕様の見直しを行い、競争原理の更なる導入を図ります。
- ⑤ 新規事業に伴う事業の見直し・廃止
- ・ 平成 28 年度から人口問題対策等の重点施策となる多数の新規事業に着手しますが、新規事業の施行に伴い、見直しや廃止ができる事業も考えられることから、事業の精査を適正に行います。
- (3) 特別会計等の自立性の確保
- ① 特別・企業会計の経営改善・自立化
- ・ 「独立採算」を基本とする特別会計・企業会計の経営改善に向け、受益者負担を前提とした歳入の確保に努めるとともに、適正な事業の運営を図り、一般会計からの繰入金は、制度上の基準額以内を基本とし最大限の縮減に努めていきます。
 - ・ 病院事業会計では、経営的視点に立った事業運営による積極的な収入の確保と支出の抑制に努め、経営の合理化と効率化、健全化に努めるよう調整を図っていきます。
- ② 外郭団体等の自立化
- ・ 外郭団体等に係る補助金、業務委託料等の予算要求については、当該団体の業務内容、当該団体の収支等の財政状況を再確認し、そのあり方及び事業手法等についての見直しを主体的に行い、その結果を当該予算編成に反映させていきます。

- ・ 委託事業については、事業の主体は市であることを再認識し、各所管において主体的に外郭団体の予算編成に関わりを持ちます。
- ・ 予算要求課は、外郭団体等が積極的に自主財源の確保に努め、経営の健全化・安定化が図られるように働きかけていきます。

4. 取り組むべき課題

本市の財政見通しは、各年度において、歳出に対して歳入が不足していますが、試算ベースが予算であることから、各年度の決算において見込まれる余剰金を充当することにより補っている状況にあります。

昨今の経済状況や社会情勢は著しく変化していることから、それらの財政運営に及ぼす影響等に柔軟に対応するとともに、時代の変化に伴う新たな行政需要にも的確に対応する必要があります。

しかし、一般財源の大幅な増加が見込めない中、市政運営を停滞させることなく適切に対応しなければならないことから、不測の事態に対応できる財源の確保に努めることも重要になっています。さらには、後年度の公債費の増加が見込まれており、義務的経費の増加といった財政構造硬直化の要因になることから、市債の活用については慎重な対応が求められています。

これらのことから、将来にわたって安定した財政運営を可能にするため、収支の均衡がとれる財政体質を確立する必要があります。

5. 目標値の設定

将来にわたって持続可能な自治体運営を目指し、現在の財政状況を踏まえた中で将来の収入見込みと財政需要を中長期の期間で推計することにより、公債費など将来負担となる経費を予測し、中長期的視点に立った財政運営を進めるため、財政規律となる財政指標の数値目標を、「第二次魚沼市総合計画財政フレーム」に掲載のとおり設定しました。

(1) 予算規模

	平成 27 年度実績値	平成 37 年度目標値
当初予算額	298 億円	230 億円

(2) 財政健全化判断比率

	平成 26 年度実績値	平成 37 年度目標値
実質公債費比率	9.9%	15.0%未満
将来負担比率	23.8%	150.0%未満

IV 前期後期財政計画

1. 年度別収支計画

■ 歳入

(百万円)

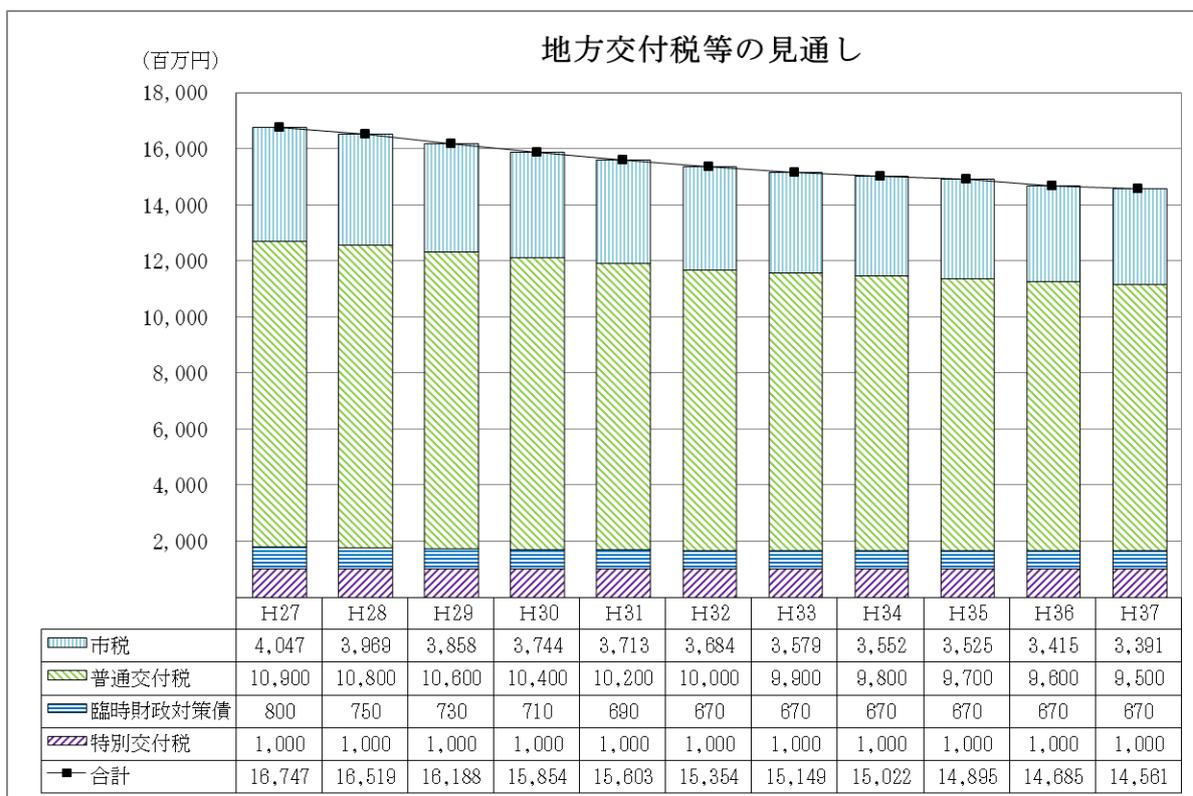
項目	年度	前期財政計画					後期財政計画				
	当初予算	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
市税	4,047	3,969	3,858	3,744	3,713	3,684	3,579	3,552	3,525	3,415	3,391
地方譲与税等	752	937	839	784	775	765	758	756	755	754	753
普通交付税	10,900	10,800	10,600	10,400	10,200	10,000	9,900	9,800	9,700	9,600	9,500
特別交付税	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
国県支出金	3,585	3,762	3,340	3,377	3,530	3,547	2,735	2,525	2,525	2,525	2,525
繰入金	898	1,126	1,460	1,315	967	1,674	1,300	1,300	1,248	1,185	971
繰越金	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
地方債	5,096	4,133	1,949	4,514	3,591	3,152	2,743	2,685	3,170	3,170	3,170
その他	3,228	2,727	1,675	1,741	1,729	1,703	1,544	1,544	1,441	1,440	1,440
歳入合計	29,806	28,754	25,021	27,175	25,805	25,825	23,859	23,462	23,664	23,389	23,050

■ 歳出

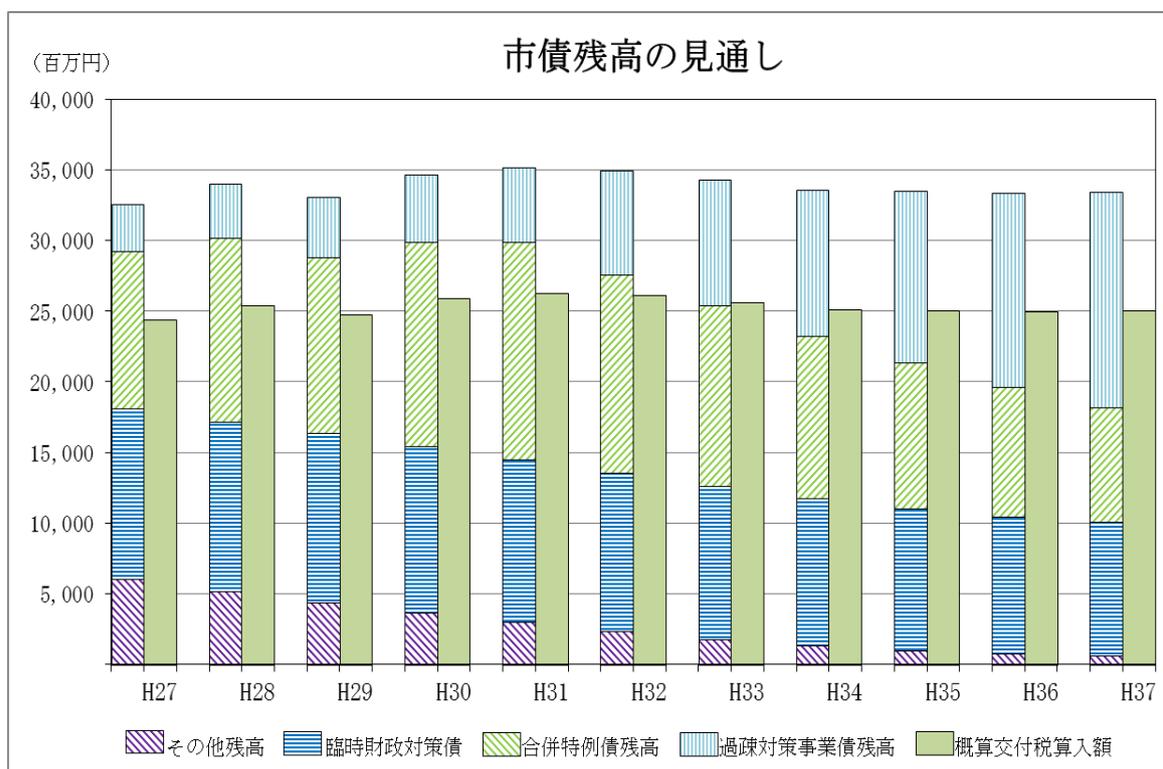
(百万円)

項目	年度	前期財政計画					後期財政計画				
	当初予算	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
人件費	4,105	4,069	4,013	4,029	3,892	3,803	3,763	3,698	3,650	3,585	3,569
物件費	4,189	4,163	4,060	4,024	4,022	4,040	3,838	3,838	3,838	3,838	3,838
維持補修費	1,592	2,094	2,050	2,009	1,969	1,962	1,863	1,769	1,680	1,596	1,516
扶助費	2,341	2,447	2,322	2,365	2,409	2,457	2,406	2,406	2,406	2,406	2,406
補助費等	3,153	2,984	3,151	2,915	2,967	2,924	2,788	2,657	2,532	2,468	2,406
公債費	3,397	3,034	3,209	3,183	3,435	3,681	3,711	3,722	3,549	3,608	3,417
積立金	1,640	1,207	157	187	187	207	57	57	57	57	57
投資・出資・貸付金	1,602	1,232	1,025	984	978	606	623	633	640	672	668
繰出金	1,740	1,688	1,741	1,693	1,653	1,632	1,632	1,632	1,632	1,632	1,632
投資の経費	6,047	5,836	3,293	5,786	4,293	4,513	3,178	3,050	3,680	3,527	3,541
歳出合計	29,806	28,754	25,021	27,175	25,805	25,825	23,859	23,462	23,664	23,389	23,050

2. 地方交付税等の見通し



3. 市債残高及び公債費の見通し



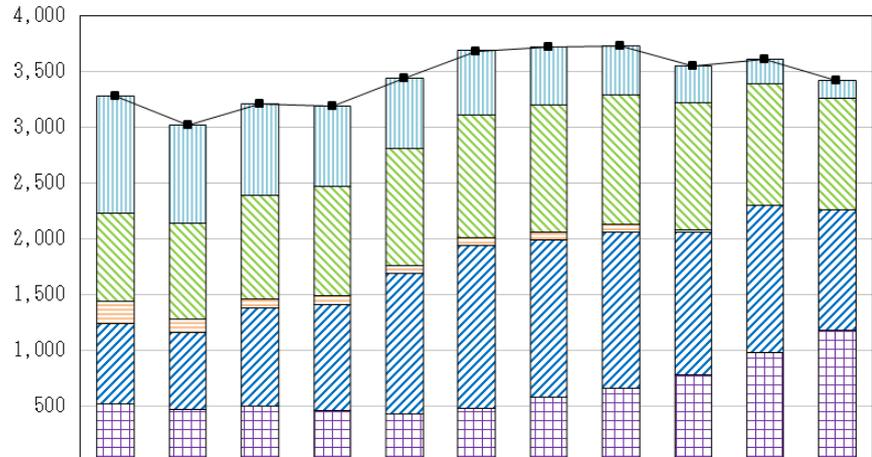
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
その他残高	6,008	5,152	4,396	3,653	2,984	2,361	1,801	1,310	971	754	600
臨時財政対策債	12,078	12,059	11,957	11,778	11,520	11,191	10,814	10,422	10,044	9,729	9,489
合併特例債残高	11,142	12,985	12,450	14,483	15,382	14,065	12,792	11,515	10,345	9,122	8,127
過疎対策事業債残高	3,377	3,825	4,266	4,785	5,277	7,333	8,892	10,328	12,150	13,786	15,245
市債残高	32,605	34,021	33,069	34,699	35,163	34,950	34,299	33,575	33,510	33,391	33,461

	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
概算交付税算入額	24,397	25,457	24,744	25,964	26,311	26,152	25,665	25,123	25,074	24,985	25,038
実質魚沼市負担額	8,208	8,564	8,325	8,735	8,852	8,798	8,634	8,452	8,436	8,406	8,423

※概算交付税算入額とは、市債残高のうち国からの普通交付税の算入が見込まれる額です。

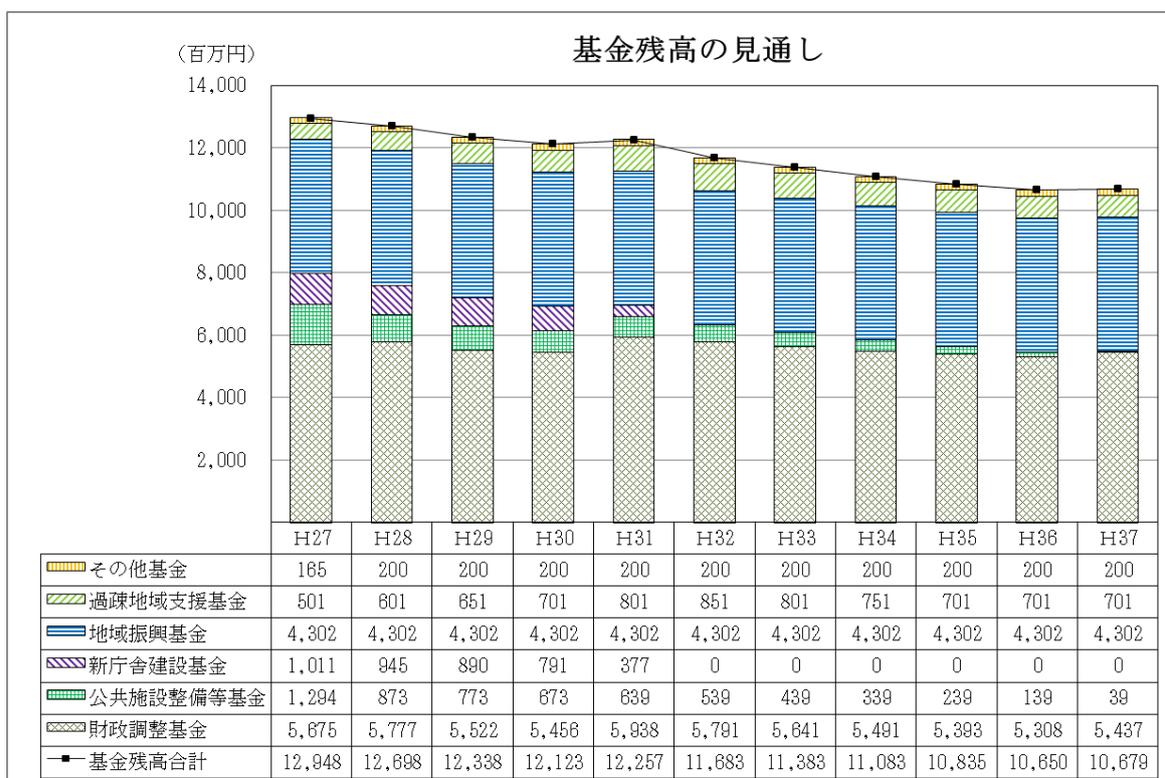
公債費の見通し

(百万円)



	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
■ その他元利償還金	1,046	877	828	716	632	579	512	442	335	228	161
■ 臨時財政対策債元利償還金	797	864	929	986	1,045	1,095	1,141	1,155	1,144	1,081	1,003
■ 災害復旧費元利償還金	201	121	78	75	75	75	75	68	19	2	0
■ 合併特例債元利償還金	718	691	873	953	1,255	1,460	1,406	1,397	1,277	1,320	1,081
■ 過疎対策事業債元利償還金	514	461	501	453	428	472	577	660	774	977	1,172
■ 合計	3,276	3,014	3,209	3,183	3,435	3,681	3,711	3,722	3,549	3,608	3,417

4. 基金残高の見通し



※本表については、決算ベースの金額です。

5. 健全化判断比率等の見通し

